

令和2年度後発医薬品の使用促進検討会議 資料

1 現況について

国は、患者負担の軽減や医療保険財政改善の観点から、平成25年4月に、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、行政、医療関係者、医薬品業界など国全体で取り組む施策を示した。

国は、後発医薬品の使用割合を令和2年9月までに数量ベース80%以上とすることを目標としてきたが、さらなる使用促進のため、新たな目標が設定される可能性がある。

本県においては、平成20年度から「後発医薬品の使用促進検討会議」を設置し、後発医薬品の使用促進にかかる環境整備として各種事業を実施しているところであり、第3期茨城県医療費適正化計画（H30～35年度）にも、目標の一つとして「後発医薬品の使用促進」を盛り込んでいる。

○後発医薬品の使用状況（数量ベース）（%）【参考資料1】

（「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」から）

後発医薬品の割合 (数量ベース %)	茨城県	全国
平成25年度	45.4	47.9
平成26年度	54.5	56.4
平成27年度	58.6	60.1
平成28年度	66.2	66.8
平成29年度	69.7	70.2
平成30年度	77.0	77.7
【参考：令和2年3月】	79.9	80.4

【使用割合の算出方法】

後発医薬品の使用割合

= (後発医薬品の数量) / (〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 + 〔後発医薬品の数量〕)

※ 計算式中の数量とは？

- ・ 薬価調査による数量：保健医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する営業所等の全数を対象に調査したデータが主に使われているので「販売数量」となる。
- ・ 調剤医療費の動向による数量：保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトデータをもとに分析したものであり、院内処方（入院、院内調剤）及び紙レセプトを含まない数値になるので「調剤数量（使用数量）」となる。

なお、各数量データは、公表されていないため、独自に使用割合を算出することはできない。

（参考）先発品・後発品の品目数について（令和2年8月26日現在）

		品目数
先発品	後発品なし	2,350
	後発品あり	1,526
後発品		7,134
その他の品目※		3,538
計		14,548

※「その他の品目」とは

局方品（品質規格等が公定されており、先発品・後発品の区別がないもの）、漢方エキス製剤、生薬、生物製剤（ワクチン、血液製剤等）、承認が昭和42年（1967年）以前のもの。

2 県の取組みについて ～今年度の事業内容～

(1) 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議

(2) 茨城県後発医薬品使用促進にかかるワーキンググループ会議

後発医薬品の使用促進に係る事業計画案の策定等を実施

構成員：県医師会，県歯科医師会，県薬剤師会，県病院薬剤師会，全国健康保険協会茨城支部，県関係課

開催方法：

8月27日 事業報告・今後の事業計画（案）に係る資料送付

9月 構成員からの意見収集

10月13日 意見に対する回答・今後の事業計画（案）への反映

結果：別添のとおり

(参考)

・平成28年11月，県メディカルセンター講堂において，厚生労働省・薬務課主催の後発医薬品使用促進セミナーを開催

・平成26年度より後発医薬品使用促進地域協議会を開催

※地域の実情把握及び使用促進施策の検討・実施

(H26～27年度) 水戸，土浦保健所

(H28～29年度) 日立，潮来，筑西保健所

(H30～R1年度) 常陸大宮，つくば保健所

※令和2年度については，新型コロナウイルス感染症の影響により未開催

(3) 県民及び医療関係者に対する啓発

① 会議等開催

ア 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議

イ 茨城県後発医薬品使用促進にかかるワーキンググループ

② 啓発・情報提供

ア ラジオCM 令和2年4月～令和3年3月 計105回放送

イ 出前講座（薬剤師派遣事業）を活用した啓発 計20回

ウ 薬と健康の週間（今年度はWEB上での開催）等，イベントでの啓発

エ リーフレット，ポスターの作成及び配付等

オ 県広報関係

・茨城県域デジタル放送／データ放送自治体情報

・SNS（Twitter）

・ひばり（8月号掲載予定であったが，急遽，新型コロナウイルス感染症に係る記事が追加となり11月号掲載）

・インターネットを活用した啓発

カ 市町村と連携した情報発信（資材提供，冊子への記事投稿等）

※今年度，新型コロナウイルス感染症の影響により会議等での説明は未実施

キ 鉄道・バスにおける広告 8月（1か月間，867車両にポスター掲載）

ク 新聞における広告 8月（全8回）

ケ 県内ファミリーマートにリーフレット設置（7月2,288枚配付）

コ WEBバナー広告

・Yahoo!JAPANのPC・スマートフォン・タブレットページにおいて，後発医薬品使用促進に係る広告を掲載（9月5日～9月25日）

※ 8月強化月間の取組み

※ 新たな取組み

(4) 市町村と連携した情報発信

- ・「茨城の国保」（国保連合会機関誌）投稿（9月号）

(5) 後発医薬品の安全性の確保

・試験検査

検体数：41検体（定量試験：24検体，溶出試験：17検体）

検査機関：茨城県衛生研究所

・製造所調査

施設数：3施設（実地：1施設，書面：2施設）(R2.4.1～R2.11.25)

※結果に応じ改善を指導

(6) 生活保護受給者への対応（県福祉指導課）

(7) 後発医薬品使用率の状況（県厚生総務課国民健康保険室）